

道民意見提出手続の意見募集要領

平成30年10月3日

1 計画等の案の名称

北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅱ期～（素案）

2 参考資料の名称

北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅱ期～（素案）の概要

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

(1) 北海道のホームページ（経済部食関連産業室ホームページ）への掲載

(<http://www.pref.hokkaido.jp/kz/sss/exp/sennryaku2.htm>)

(2) 以下の場所での閲覧及び配付

ア 北海道経済部食関連産業室（道庁9F）

イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

平成30年10月10日（水）～平成30年11月9日（金）

5 意見等の提出方法及び提出先

(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部食関連産業室（輸出戦略グループ）

(2) ファクシミリ 011-232-8860

(3) 電子メール shokusan@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成30年11月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。

(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。

なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。

(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

経済部食関連産業室（輸出戦略グループ）

電話 011-204-5138